

# 容量市場 業務マニュアル

## 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2024年度）（案）

### に関する意見募集補足説明資料

2023年8月  
電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての補足資料であり、  
意見募集の対象資料ではありません。  
ご意見をいただく際の参考に、こちらの資料も確認のほどお願いします。

1. 容量拠出金対応業務の概要
2. 今回の意見募集対象文書
3. 本業務マニュアルについて
4. 本業務マニュアルの構成
5. 意見募集の実施について

- 容量拠出金とは、容量市場において供給力を確保するために、本機関の定款に基づき、小売電気事業者および一般送配電事業者、配電事業者に拠出いただくものです。2024年度以降に本機関の会員である小売電気事業者については年間ピーク時kWシェア等に応じて、一般送配電事業者、配電事業者については各エリアのH3需要に応じて容量拠出金を本機関に支払って頂きます。
- 容量拠出金を原資に、供給力を提供する容量提供事業者に対して本機関が容量確保契約金額を支払います。



## (参考) 小売電気事業者等と容量拠出金の関係

- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量 (kWh) の確保のみならず、中長期的に供給能力 (kW) を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力 (kW価値) を、市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保をすることとなり、広域機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収します。
- よって、小売電気事業者にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます。

(電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ (平成30年7月) より抜粋)

### 電気事業法

#### (供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

### 電力広域的運営推進機関 定款

#### (容量拠出金)

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金 (以下「容量拠出金」という。) を求めることができる。

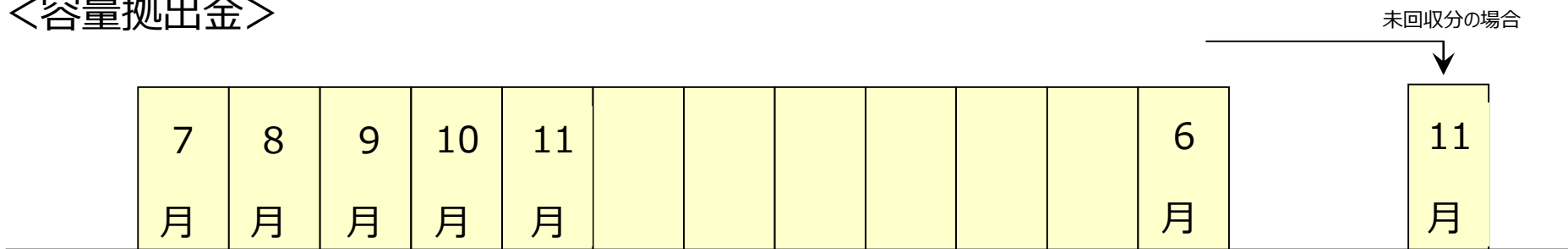
2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に基づく本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

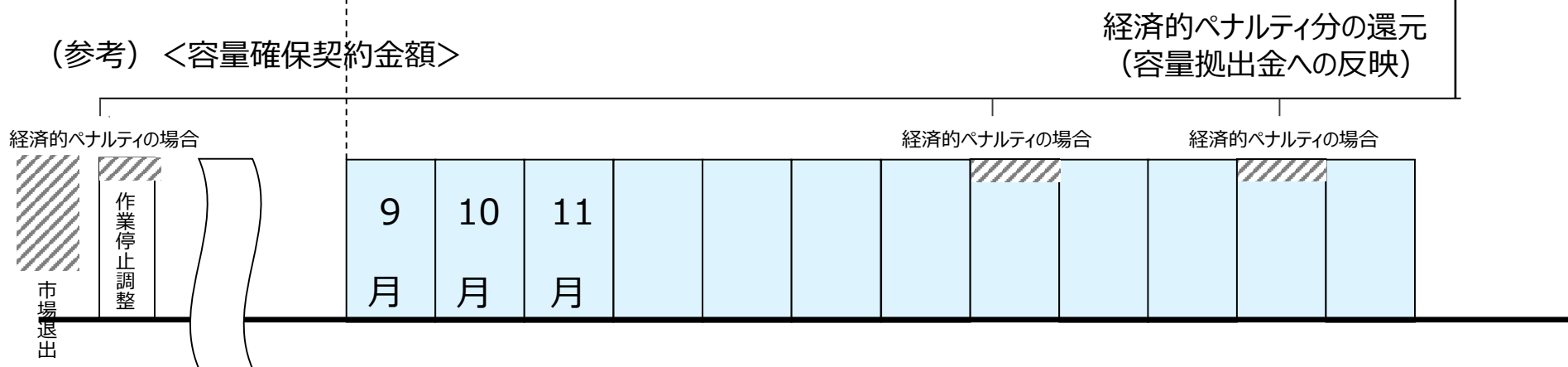
## 【 請求・支払スケジュール（年間） 】

- 4月（N月）を対象月とする容量拠出金は、7月（N+3月）に請求が行われます。
- 容量確保契約金額に対して経済的ペナルティが生じた場合や、容量拠出金の未回収が生じた場合は容量拠出金へ反映を行うため当該年度の翌年10月に精算を開始し、翌月の11月に、追加請求の場合は請求書を、還元の場合は支払通知書を送付し、当該年度の容量確保契約金額と容量拠出金それぞれの総額を一致させます。

### <容量拠出金>



### (参考) <容量確保契約金額>



## 【請求・支払に関する各種帳票と発行スケジュール】

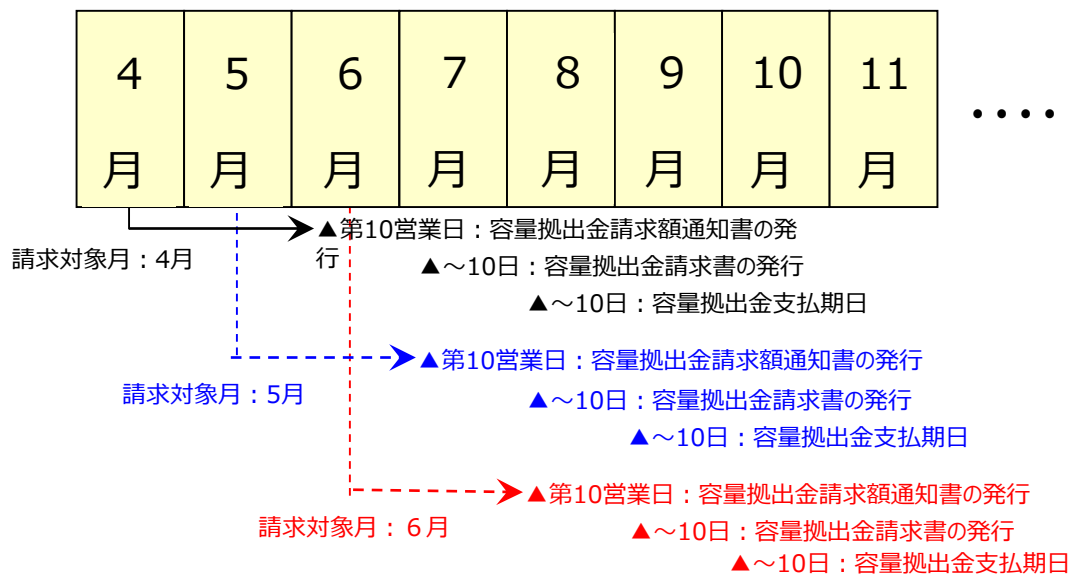
- 容量拠出金に係る帳票は以下を予定しております。これらの帳票は本機関の会員情報管理システムを通じて発行されます。

帳票	内容	発行スケジュール
容量拠出金仮請求額通知書 (年間総額)	実需給期間の容量拠出金仮請求額 (年間総額) が記載された通知書です	毎年12月頃発行予定
容量拠出金請求額通知書	容量拠出金請求額 が記載された通知書です	請求対象月をN月とした場合、 N+2月の第10営業日に発行予定 ※4月対象分は6月の第10営業日に発行
容量拠出金請求書	容量拠出金請求額 が記載された請求書です	請求対象月をN月とした場合、 N+3月の10日までに発行予定 ※4月対象分は7月10日までに発行
容量拠出金還元額通知書 (年次精算)	容量拠出金に係る還元額 が記載された通知書です	実需給期間の翌年10月頃発行予定 ※2024年度分は2025年10月頃に発行
容量拠出金追加請求額通知書 (年次精算)	容量拠出金に係る追加請求金額 が記載された通知書です	実需給期間の翌年10月頃発行予定 ※2024年度分は2025年10月頃に発行
容量拠出金請求書 (追加請求)	年次精算に係る追加請求金額が還元額 を上回る場合に請求金額が記載された 請求書です	実需給期間の翌年11月頃発行予定 ※2024年度分は2025年11月頃に発行
支払通知書	年次精算に係る還元額が追加請求金額 を上回る場合に支払金額が記載された 通知書です	実需給期間の翌年11月頃発行予定 ※2024年度分は2025年11月頃に発行

## 【請求・支払スケジュール（月次）】

- 容量拋出金の請求と支払の月次スケジュールは以下を予定しています。  
4月（N月）を請求対象月とした場合、
  - 6月（N+2月）の第10営業日に容量拋出金の請求額通知書を発行します
  - 7月（N+3月）の10日までに容量拋出金の請求書を発行します
  - 容量拋出金の請求書発行後、1か月以内にお支払いいただきます
- 上記の月次スケジュールにて毎月の請求額通知・請求・支払のフローが進んでいきます。

### ■ 容量拋出金の月次スケジュール



### ■ 容量拋出金の支払期日について （本機関の定款より）

（容量拋出金）

- 第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拋出金（以下「容量拋出金」という。）を求めることができる。
- 2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拋出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。
  - 3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。
  - 4 容量拋出金の額に関する事項は、容量拋出金の請求ごとに、理事会の議決により定める。
  - 5 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拋出金の請求を受けてから1か月以内に容量拋出金を納入しなければならない。

■ 今回の意見募集対象は以下のとおり。

関連文書等		概要	公表状況
容量市場 関連文書	容量市場 募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション 募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定 2024～27年度向け：公表済
		容量市場追加オークション 募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定 2024年度向け：公表済
		長期脱炭素電源オークション 募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定 (今後公表予定)
	容量確保 契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定 公表済
		長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定 (今後公表予定)
	容量市場 業務マニュアル ※1※2	メインオークションの参加登録・ 応札・容量確保契約書の締結編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 2024～27年度向け：公表済 (参加登録・応札・容量確保契約書の 締結 編)
		実需給前に実施すべき業務（全般）編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載
		電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載 2024年度向け：公表済 2025年度向け：公表済 2026年度向け：今後公表予定
		容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載
		実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載
実需給期間中リクワイアメント 対応(安定電源)(変動電源(単独)) (変動電源(アグリ))(発動指令電源)編		・算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認等について記載 2024年度向け：今後公表予定	
実需給期間中ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編		・ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続き等について記載	
容量拠出金対応編	・容量拠出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認手続き等について記載		



## 2. 今回の意見募集対象文書

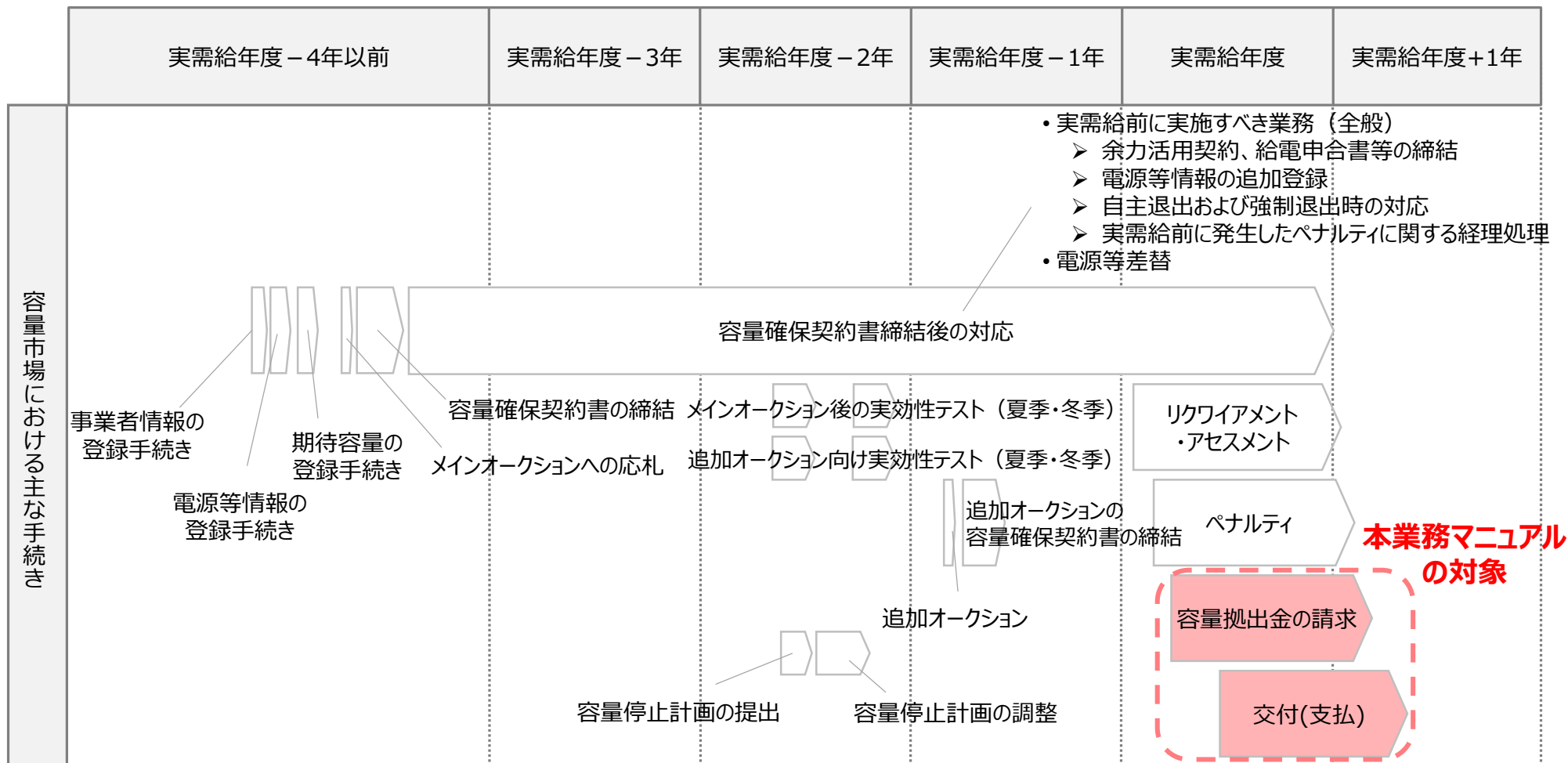
関連文書等		概要	公表状況
容量市場 関連文書	容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加オークションの参加登録編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載
		追加オークションへの応札・ 容量確保契約書の締結編	・追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載
		長期脱炭素電源オークション 関連の業務マニュアル類	・長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載、等
		その他は必要に応じ発行予定	
	容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画編	・容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載
			2024年度向け：公表済
			(今後公表予定)
			必要に応じ公表予定
			公表済

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

### 3.本業務マニュアルについて 容量市場の全体スケジュール

- 容量市場の全体スケジュールは以下のとおりです。
- 本業務マニュアルの対象は、「容量拠出金の請求」での手続きになります。

#### 【容量市場全体スケジュール（参加登録～実需給年度中）】



■ 業務マニュアル容量拠出金編の構成は以下のとおりです。

章		内容
第1章	はじめに	本業務マニュアルの構成
第2章	容量拠出金対応	容量拠出金（仮算定）の確認手続
		容量拠出金の確認手続
		還元額の確認手続
		追加請求額の確認手続
		請求書・支払通知書の確認手続
	請求書に基づく支払	
Appendix		図表一覧、業務手順全体図

- 本業務マニュアルは、8月10日（水）から9月8日（金）までの期間に意見募集を実施します。
- 意見募集では、容量拠出金に関する対応を円滑に進めるための視点で、業務マニュアルでお気づきの点やご意見についてお願いいたします。
- なお、容量市場の制度全体の概要などにつきましては、次のページで関連資料をご案内しますので、必要に応じてご確認ください。
- また、個別のお問合せにつきましては、容量市場のお問合せ窓口へお願いします。  
(お問い合わせの際は、「事業者名・担当者名・連絡の取れる電話番号」と、お問合せ内容・状況について詳細にお願いします)  
【容量市場 問合せ窓口のメールアドレス】

[youryou\\_inquiry@occto.or.jp](mailto:youryou_inquiry@occto.or.jp)

➤ 容量市場 説明会資料・動画

[https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou\\_setsumeikai.html](https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html)

➤ 電力広域的運営推進機関 定款（第55条の2、第57条）

<https://www.occto.or.jp/article/files/1.teikan2304.pdf>

➤ 電力広域的運営推進機関 業務規程（第32条の35）

<https://www.occto.or.jp/article/files/gyoumukitei2306.pdf>

### 第5回検討会

[https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2017/youryou\\_kentoukai\\_haihu05.html](https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2017/youryou_kentoukai_haihu05.html)

【資料5】

[http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2017/files/youryou\\_kentoukai\\_05\\_05.pdf](http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2017/files/youryou_kentoukai_05_05.pdf)

### 第8回検討会

[https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2017/youryou\\_kentoukai\\_haihu08.html](https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2017/youryou_kentoukai_haihu08.html)

【資料4】

[http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2017/files/youryou\\_kentoukai\\_08\\_04.pdf](http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2017/files/youryou_kentoukai_08_04.pdf)

### 第16回検討会

[http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2018/youryou\\_kentoukai\\_haihu16.html](http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2018/youryou_kentoukai_haihu16.html)

【資料3】

[http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2018/files/youryou\\_kentoukai\\_16\\_03.pdf](http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2018/files/youryou_kentoukai_16_03.pdf)

### 第25回検討会

[http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/youryou\\_kentoukai\\_haihu25.html](http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/youryou_kentoukai_haihu25.html)

【資料6】

[http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/files/youryou\\_kentoukai\\_25\\_06.pdf](http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/files/youryou_kentoukai_25_06.pdf)

### 第26回検討会

[http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/youryou\\_kentoukai\\_haihu26.html](http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/youryou_kentoukai_haihu26.html)

【資料4】

[http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/files/youryou\\_kentoukai\\_26\\_04.pdf](http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/files/youryou_kentoukai_26_04.pdf)

### 第31回検討会

[http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2021/youryou\\_kentoukai\\_haihu31.html](http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2021/youryou_kentoukai_haihu31.html)

【資料6】

[http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2021/files/youryou\\_kentoukai\\_31\\_06.pdf](http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2021/files/youryou_kentoukai_31_06.pdf)